

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

測量計画機関である羽生領島中領用排水路土地改良区から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 作業種類

公共測量（ほ場整備事業に伴う、一級基準点測量）

三 作業地域

加須市大越地内（羽生領島中領用排水路土地改良区の敷地内）

四 作業期間

令和四年四月二十日から令和四年六月三十日まで